社会福祉法人天寿会 ケアプランセンター さえずり

運営規程



社会福祉法人天寿会 ケアプランセンターさえずり運営規程

〈事業の目的〉

第1条 社会福祉法人天寿会が設置するケアプランセンターさえずり(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

〈事業の運営の方針〉

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合に おいても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応 じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
 - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス 事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う とともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1

項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ 有効に行うよう努める。

〈事業の運営〉

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ 行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

〈事業所の名称及び所在地〉

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ケアプランセンターさえずり
 - (2) 所在地 大阪府富田林市五軒家一丁目 25番 10号

〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉

- 第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤職員・介護支援専門員)

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 6名(常勤職員6名うち1名管理者兼務 非 常勤職員0名)

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者 等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やそ の家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切 に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成すると ともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事 業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務職員0名(常勤0名 非常勤0名) 必要な事務を行う。

〈営業日及び営業時間〉

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12月29日から31日までと1月2日から3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により 24 時間常時連絡 が可能な体制とする。

〈指定居宅介護支援の提供方法及び内容〉

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1)利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応 当事業所内相談室にて行う(利用者の居宅又は利用者の指定す る場所)
- (2) 課題分析の実施
- ①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者 及びその家族に面接して行うものとする。
- ②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう 支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③使用する課題分析票の種類は、課題分析標準項目に基づく当事業所内オリジナル。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決 すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時 期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サー ビス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたもの

の占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者 を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等 により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門 的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、 その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して 説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6)居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス 事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求 めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

〈指定居宅介護支援の利用料等〉

- 第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。
 - 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。
 - 3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支 払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書
 - 4 交通費の負担はないものとする。

〈通常の事業の実施地域〉

- 第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
 - ① 富田林市

〈事故発生時の対応〉

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う ものとする。
 - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

〈苦情処理〉

- 第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対 応するために必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康 保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助 言に従って必要な改善を行うものとする。

〈個人情報の保護〉

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適 切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

〈虐待防止に関する事項〉

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる ものとする。
 - (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ装置等を活用 して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、 その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指 定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう に、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を

整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その 様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由を記録するものとする。

〈その他の運営についての留意事項〉

- 第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし業務の執務体制についても検証、整備する。
 - 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり 設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2)継続研修 年数回
 - 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該記録等 に係る居宅サービス計画の完了の日から5年間は保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 天寿会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

- この規定は、平成24年11月19日から施行する。
- この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- この規定は、平成26年11月1日から施行する。
- この規定は、平成27年1月1日から施行する。
- この規定は、平成27年2月1日から施行する。
- この規定は、平成27年3月1日から施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年9月17日から施行する。
- この規定は、平成27年10月1日から施行する。
- この規定は、平成28年1月16日から施行する。
- この規定は、平成28年2月1日から施行する。
- この規定は、平成28年11月1日から施行する。
- この規定は、平成29年1月16日から施行する。
- この規定は、平成29年2月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年5月1日から施行する。
- この規定は、平成30年8月1日から施行する。
- この規定は、平成30年11月1日から施行する。
- この規定は、令和 元年10月1日から施行する。
- この規定は、令和 3年4月1日から施する。
- この規定は、令和 4年1月1日から施行する。
- この規定は、令和 4年4月1日から施行する。
- この規定は、令和 5年4月1日から施行する。
- この規定は、令和 6年4月1日から施行する。